

### 3 海外発生期

#### (1) 概要

---

##### ア 状態

海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。

##### イ 目的

新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める。

国内発生に備えて体制の整備を行う。

##### ウ 対策の考え方

新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。

対策の判断に役立てるため、国、県、国際機関等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。

県等と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。

市民生活及び経済活動の安定のための準備、予防接種の準備等、国内発生に備えた体制整備を急ぐ。

#### (2) 実施体制

---

##### ア 危機管理連絡室の設置継続

市は、危機管理連絡室の設置を継続する。

#### (3) 情報提供・共有

---

##### ア 危機管理連絡室における情報共有等の継続

市は、危機管理連絡室において、引き続き国、県、国際機関等からの情報を集約し、組織内外との情報共有を図るとともに、対策の検討を行う。

##### イ 相談窓口の設置

市は、県等からの要請に応じ、国・県が作成したQ & A等を活用し、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供を行う。

市は、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容についても対応できる体制について検討する。

#### ウ 情報提供

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努める。

市は、情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じる。

市は、ホームページ、相談窓口等を通して、地域の感染状況、県コールセンターや帰国者・接触者外来に関する情報をその地域に提供する。

#### エ 体制整備

市は、地域における対策の中心となる県や関係機関等とメールや電話を活用するほか、責任者間のホットラインを設けるなど、緊急に情報を提供できる体制を構築する。

### (4) 感染予防・まん延防止

---

#### ア 個人における対策の普及

市は、市民に対して、「新型インフルエンザ等の海外発生に関する情報」及び「市民が実施すべき感染予防・まん延防止対策」を中心に、発生時に国、県、市が実施する対策等への協力要請等についての情報を積極的に発信する。

#### 〔参考〕

(ア) 県が個人に対して周知する情報（例）（海外発生期に新たに情報提供するもの）

a 新型インフルエンザ等の海外発生についての情報

(a) 発生状況（発生国・地域の名称等）

(b) 確定診断の状況

(c) 健康被害の状況

(d) 国内への流入の危険性の評価

b 新型インフルエンザ等に対する感染予防・まん延防止対策の周知徹底

(a) 基本的な感染対策（マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等）の勧奨

- (b) 緊急事態宣言がなされた場合の不要不急の外出自粛要請
- (c) 緊急事態宣言がなされた場合の公共交通機関の不要不急の利用抑制
- (d) 緊急事態宣言がなされた場合の住民予防接種の実施
- c 緊急事態宣言がなされている場合の施設の使用制限の要請等の実施内容の周知
- d 外務省による渡航関連情報等に基づく、新型インフルエンザ等疑い事例発生国、発生国及び流行地域の状況及び不要不急の渡航自粛の要請

#### イ 多数の者が利用する施設への情報提供

市は、県からの要請に基づき、学校・保育所その他多数の者が利用する施設に対し、新型インフルエンザ等の感染対策の実施に資する目安等必要な情報を提供するとともに、施設の使用制限要請等の感染予防・まん延防止等対策の周知を行う。

#### ウ 施設の使用制限等への対応の準備要請

県内に緊急事態宣言がなされ、県が地域を指定して市民の外出自粛要請を行うこと、また、積極的に当該地域の全ての学校・保育所・通所社会福祉施設等の使用制限要請を行うことについて、市は、県からの要請に基づき、各施設に再度周知し、必要な準備を行う。

市は、当該施設が民間施設である場合は、県からの要請に適宜協力し、当該施設に対し必要な準備を行うよう要請する。

#### エ 感染予防・まん延防止対策の実施準備

市は、県の勧奨に基づき、多数の人が利用する施設が、新型インフルエンザ等の流行中に事業活動を継続するにあたり、国の基本的対処方針をもとに新型インフルエンザ等の発生時に各施設において十分な感染予防・まん延防止等対策が行えるよう、必要な準備を行う。

市は、当該施設が民間施設である場合は、県からの要請に適宜協力し、当該施設に対し必要な準備を行うよう勧奨する。

[事業活動継続時に想定される感染予防・まん延防止対策例]

- (ア) 従業員や訪問者、利用者等が常に2メートル以上の距離にあり、互いの接触・接近を防止する等、新型インフルエンザ等の感染防止のための入場者の整理
- (イ) 従業員や訪問者、利用者等に対し、発熱等の症状がある場合の入場の禁止及びその事前の周知

- (ウ) 入口等に手指の消毒設備の場所を設置する
- (エ) 突発的に感染が疑われる訪問者、利用者等が来場した場合にも、十分な感染防止策を講じることができる体制を構築する

#### **オ 地域保育計画に基づく対応の準備**

市は、県からの要請に基づき、新型インフルエンザ等が発生し、大流行を経て終息に至るまでの間、保育所の継続的運営が確保されるように、休園保育所を地域で相互補完するための地域の保育計画に基づく対応の準備を行う。

保育士が確保できないなど、保育が実施できない状況になった時は、保育所は休園とする。場合によっては、保健センター等の地域資源を活用した一時預りを実施する。

#### **カ 通所施設における保護者等への情報提供・準備要請**

市は、県からの要請に基づき、保育所・通所社会福祉施設等の通所施設において、一時的に休業を実施することについての必要性や、育児・介護のために就労できない状況が生じることについて保護者・家族の理解を得るように努めるとともに、一時的な休業中の子ども・利用者の感染予防に配慮した家庭での過ごし方等について、あらかじめ家庭で話し合うことを保護者・家族に提案する。

市は、当該施設が民間施設である場合は、県からの要請に適宜協力し、当該施設に対し保護者等への情報提供や提案を行うよう要請する。

#### **キ 学校、保育所、社会福祉施設等における集団感染発生時の報告準備の要請**

市は、県からの要請に基づき、学校、保育所、社会福祉施設等の施設内で集団感染が発生した時に、速やかに県現地対策本部に報告（施設別発生報告）を行えるよう準備する。

市は、当該施設が民間施設である場合は、県からの要請に適宜協力し、当該施設に対し準備するよう要請する。

#### **ク 市立施設の閉鎖や市主催イベントの中止検討**

市は、新型インフルエンザ等の県内発生に備えて、市立施設の閉鎖及び市主催のイベント・集会の中止を検討する。

## (5) 予防接種

---

### ア ワクチンの生産等に関する情報の収集

市は、県や国等と連携して、プレパンデミックワクチンの製剤化、パンデミックワクチンの開発や生産の要請等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

### イ ワクチンの供給

県では、政府対策本部が定める基本的対処方針に基づき、供給量について国が作成する計画やワクチンの流通管理に関する情報を収集するとともに、国の要請を受けて、県内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。

市は、県や国等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

### ウ 接種体制

#### (ア) 特定接種

市は、県等と連携して、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について、情報収集を行う。

市は、県や国等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

#### (イ) 住民接種

市は、県、国等と連携して、特措法第 46 条の規定に基づく住民接種又は予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づく新臨時接種に関する接種体制の準備を行う。

市は、国の要請を受けて、全市民が速やかに接種できるよう、「第二章 基本方針」に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

### エ 情報提供

市は、県、国等と連携して、国が行う、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などに関する情報の提供に協力する。

## (6) 医療

---

### ア 県の対策への協力

市は、県等からの要請に応じ、県が行う対策等に適宜、協力する。

※県が行う医療に関する対策等（海外発生期に新たに対策を行うもの）

**(ア) 医療提供体制の確認**

新型インフルエンザ等の国内発生に備えて、最新の利用可能病床数、各地区（医療圏）で構築する医療体制の確認を行う。

**(7) 市民生活及び経済活動の安定**

**ア 要援護者への生活支援**

**(ア) 要援護者等への連絡**

新型インフルエンザ等の発生後、市は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。

**イ 遺体の火葬・安置**

**(ア) 施設・人員の確保要請への対応**

市は、県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備するものとする。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。

**ウ ライフラインの維持（上下水道、し尿処理、ごみ処理等）**

**(ア) 事業継続計画に基づく対応の準備**

市は、上下水道、し尿処理、ごみ処理等の市民生活の維持に不可欠な機能が継続できるよう、事業継続計画に基づく対応の準備を行う。

**エ 緊急保育の実施**

**(ア) 緊急保育計画に基づく対応の準備**

市は、県からの要請に基づき、社会機能の維持のため自宅保育等の対応ができない保護者（関係事業者等において、新型インフルエンザ等対策に従事する者）の保育におけるセーフティネット（いわゆる「緊急保育」）の体制を構築するために下記の項目について再度確認する。

- a 緊急保育の対象者の特定
- b あらかじめ指定した保育所等での保育の実施

### 第三章 各発生段階における対策 3 海外発生期

#### c 病院内保育施設を活用した保育の実施